

印西市障がい者プラン

(第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画) (案)

市民意見公募 (パブリックコメント) の結果

件名	印西市障がい者プラン (第5次障害者基本計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画) (案)		
募集期間	令和6年1月5日 (金) ~ 令和6年1月18日 (木)		
意見の提出	10件 (3名)		
意見の取扱い	修正	案を修正するもの	5件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	1件
	参考	案には反映できないが今後の参考とするもの	2件
	その他	案には反映できないが意見として伺ったもの	2件

No.	該当ページ	意見の概要	対応
1	P39	<p>印西市障がい者プランの内容について、情報バリアフリー、読書バリアフリーを行うために障がいのある人に対する資料・情報提供の拡充と生涯学習の機会提供の拡充を市立図書館に求める意見を提出します。</p> <p>2019（令和1）年6月施行の読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）は、読書に困難のある人びとも等しく文字活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現を求めています。</p> <p>読書バリアフリー法では地方公共団体は公立図書館について、「視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする」と言及されています。</p> <p>印西市立図書館ではすでに、電子書籍による非来館型サービスが開始されています。これは読書バリアフリー法にも対応していることとなります。</p> <p>これからは、利用できる電子書籍の拡充と、電子書籍を借りてそれを音声読み上げ対応にする方法などの難しくない説明、サービスの周知に加えて、視覚障がいを持った人も利用できる資料へのアクセス整備、来館しての資料やその他の図書館サービスへのアクセス整備、またそれらに関する案内を講習などで聞くことができたり、障がい者を対象とした読書会の開催など来館型サービスの拡充も行うことで、より、市民の多くが市立図書館を活用でき、読書バリアフリーを促進することができます。</p> <p>これらを理由として、</p> <p>P39「取組2 情報アクセシビリティの推進」の「(2) 市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり<生涯学習課>の、「一事業実施の方針一 引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。今後はこれらに加え、非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行います。」を、</p> <p>「一事業実施の方針一 引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行っています。今後はだれでも図書館サービスを享受できるよう図書館サービスの拡充とそれらへのアクセスの拡充を行います。」</p> <p>とすることを提案いたします。</p>	<p><u>意見の取扱い：【修正】</u></p> <p>基本目標1施策2取組2（2） 「市立図書館の障がいに対応する資料の充実とそれにアクセスするための体制づくり」における事業実施の方針については、下記のとおり記載いたします。</p> <p>一事業実施の方針一</p> <p>引き続き、備品の貸出や資料の提供を行います。また、非来館型サービスとして電子書籍による情報提供を行い、サービスの拡充を図ります。</p>

2	P3、4	<p>今回の(案) P14の「○暮らしやすいまちづくりのために希望すること(複数回答)」の回答をみると、「情報のバリアフリー化(手話や音声等による情報の提供等)を推進する」「利用しやすい公共施設を整備する」「障がいのある人が通える文化教室等を充実する」を希望する方が存在することが読み取れます。</p> <p>また、県より千葉県立図書館三館の統合の計画が発表されていて、印西市に比較的近い松戸の県立西部図書館での障がい者向けサービスも今後どうなるか未定となっています。地域の図書館の障がい者サービスの質が落ちないように支える必要もあります。</p> <p>そして、生涯学習については教育基本法での生涯学習の理念の明記のほか、2019年から文部科学省の「障害者活躍推進プラン」が順次発表され、社会的にも障がいのある人の生涯学習の機会拡充が望まれている状況です。生涯学習の支援を行う図書館において、図書館の多様な資料に障がいを持っていてもアクセスできれば、また、障がいを持っていても利用できる資料が増え、情報が提供されれば、障がい者の生涯学習の機会拡充という課題に対して図書館が行えることは大きいと考えます。</p> <p>これを理由として、P3「印西市総合計画」の図の「連携」に、「印西市立図書館サービス計画」を入れることを提案いたします。</p> <p>また、P4「2 計画の期間」の図の「印西市」に、「印西市立図書館サービス計画」を入れることを提案いたします。</p>	<p><u>意見の取扱い：【その他】</u></p> <p>「印西市立図書館サービス計画」は「印西市教育振興基本計画」を踏まえて策定しており、障がい者プランにおいては(案)のとおりとさせていただきます。</p>
3	P48	<p>P48「施策3 社会参加・地域活動」の、「取組1 生涯学習・スポーツ活動等の推進」の「(1)生涯学習活動の推進<生涯学習課>」の「一事業実施の方針」の「今後も継続して事業を実施します。」を「今後も継続してサービスの拡充と利用支援及び促進に努めます。」とすることを提案いたします。</p>	<p><u>意見の取扱い：【修正】</u></p> <p>基本目標2施策3取組1(1)「生涯学習活動の推進」における事業実施の方針については、下記のとおり記載いたします。</p> <p>一事業実施の方針一</p> <p>今後も継続して利用支援及び促進に努めます。</p>

4	P107	<p>P107「障がい者福祉をめぐる国等の動き」の「近年の障がい者福祉をめぐる国等の動きは、次のとおりです。」の表に、「2019年（R1）◇視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行 障がいの有無にかかわらず全ての国民が読書することのできる環境を整備していくことが求められました。」を入れることを提案いたします。</p>	<p><u>意見の取扱い：【その他】</u></p> <p>連携する「印西市教育振興基本計画」に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行について記載があることから（案）のとおりとさせていただきます。</p>
5	P7～11	<p>「第2章 2. 統計データからみる概況」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手帳の有無、受給者証の有無、支援区別に人数が算出されており、それぞれの意味する内容について説明が付帯されていますが、障がい福祉と関わりのない市民にとってはそれぞれがどのように違うのか、どれも障がいの認定のように見えるがなぜこんなに種類があるのかという点でわかりにくく、具体的にどのような人がそれぞれの福祉サービスの利用者となるのかがわからないために混乱を招くように思います。 <p>個々に各福祉制度の説明をするより、現在存在する障がい福祉制度の説明をするページを1枚つくり、例えば障がい者手帳を持っていても療育を受けたければ通所受給者証が必要なこと、また別の福祉サービスを受けたければそれに応じた受給者証が別途必要なこと、受給者証を持っていても必ずしも手帳を持っているとは限らないこと、などがわかるように図や表なども使って示した方が、統計の各数値が示す内容が何を意味しているのか理解してもらえらると思います。特に「障がい福祉サービス等（の受給者決定者数）」という文言については、障がい福祉に関わる全てのサービスを意味すると誤解されかねないので、全てを書く必要はないとしても、代表的なものとしてどのようなものが入るのか、逆にどのようなサービスは入らないのか、というようなこともわかるとよいのではと思います。関係者のみに向けた資料ということでしたらよいと思いますが、市の施策として全市民に向けたものであれば、障がい福祉とあまり関わりのないひとが読んでみてもわかる程度の説明はあった方がよいのではと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本案の中で義務教育機関における特別支援教育についても述べられているので、特別支援教育対象者（特別支援学校在籍者数、特別支援学級在籍者数、通級利用者数）についても記載したらよいのではと思います。支援学校在籍者は全員手帳保持者と思いますが、支援級や通級の利 	<p><u>意見の取扱い：【修正】</u></p> <p>P10（5）障害福祉サービス等の支給決定者数及び（6）障害児通所支援の支給決定者数の項目に参照ページを追記します。</p> <p>特別支援教育対象者につきましては各機関で発行される資料に掲載されておりますので（案）のとおりとさせていただきます。</p>

		<p>用者の中には手帳も受給者証も保持していない人もいます。今記載のあるどの統計にも入らない人がいるので、追加した方が網羅的になるのではと思います。</p>	
6	P57～58	<p>「基本目標4 障がいのある子どもの成長支援 取組2 療育体制の充実 (3) 保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修等を通じて保育者のスキルアップを図り既存施設における保育環境を改善するという内容なのか、障がいのある入園希望者の受け皿を新規に拡充するという内容なのか、よくわかりません。 ・事業実施の方針にある講演会や研修は誰に向けたものなのか、保育園等に勤務する保育者ということであれば、そのように明記した方がわかりやすいと思います。 ・保育園(こども園含む)に限った記載のように見えますが、子どもの生活の場における「療育体制の充実」を目的とした取組であれば幼稚園も含むべきと思います。保護者の就労の有無で子どもへの療育の必要性が変化するわけではないからです。その場合、市内の幼稚園における障がい児の受け皿として中心的な役割を果たしているのが公立幼稚園であるため、学務課(もとの幼稚園担当)との連携についても明記した方がよいと思います。 <p>もし本項の意図が、保護者が共働きの場合には時間的な制約で児童発達支援事業所に通所することが難しいため、保育園の保育の中で療育を受けられるようにする(幼稚園児は保護者が発達支援事業所に連れて行けるので本項の対象外)ということにあるのであれば、その背景を記載しないと趣旨が伝わらないと思います。保護者の就労支援の観点から障がいのある2号、3号児の受け皿を確保することが主旨なのであれば、「療育体制の充実」の取組というより家庭支援などの取組になると思います。</p> <p>※No.8の意見と同様のことは私立の幼稚園、保育園についても該当するので、どのような施設を対象にどのような事業をするのかということをもう少し具体的に記載していただいた方が実態に対して正確な記載になると思います。</p>	<p><u>意見の取扱い：【修正】</u></p> <p>基本目標4 施策1 取組2 (3) 「保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実」につきましても、市内にある保育所等で保育に携わる職員が、研修等を通じて障がいに関する理解を深め、障がいのある子どもの保育に関しスキルアップを図ることを事業実施方針としています。</p> <p>また基本目標4 施策1 取組3 「学校教育期における支援の充実」については「学校等における支援の充実」とさせていただき、基本目標4 施策1 取組2 (3) 「保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実」を基本目標4 施策1 取組3に掲載いたします。</p> <p>さらに目標4 施策1 取組3については、下記のとおり記載いたします。</p> <p>(3) 学校等と関係機関の連携・協力</p> <p>— 事業概要と現状 —</p> <p>障がいのある幼児・児童生徒への指導・支援について、関係機関や教育資源を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実に努めています。</p> <p>— 事業実施の方針 —</p> <p>特別支援学校のセンター的機能等を活用して、特別支援学級や通級指導教室における学習活動・自立活動の指導の充実に努めます。</p> <p>幼児教育においては、子育てや暮らしの在り方が多様化している</p>

			<p>ことから、保育分野と連携しながら、幼稚園での保育の取組や家庭及び小学校との連携を図ります。</p> <p>また健康増進課や保育課、子育て支援課、障がい福祉課、子ども発達センター、その他関係機関及び県教育委員会の特別支援アドバイザー、医療機関等と連携し、幼児・児童生徒の障がいの状況や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めます。</p>
7	P57	<p>「基本目標4 障がいのある子どもの成長支援 取組3 学校教育期における支援の充実」について</p> <p>・「学校教育期における支援の充実」ではなく「学校教育における支援の充実」とした方がよいと思います。</p> <p>学校教育期の支援というと放課後等デイサービスなども大きな要素になりますが、本項で述べられているのはあくまで義務教育機関における支援の充実ということだと思いますので「期」という期間を示す文字は抜いた方が内容に対して正確かと思います。</p>	<p><u>意見の取扱い：【修正】</u></p> <p>基本目標4 施策1 取組3 「学校教育期における支援の充実」につきましては「学校等における支援の充実」とさせていただきます。</p>
8	P57	<p>「(1) 学童保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実」について、公立の学童保育を対象とした記載であれば「公立の」と明記した方がよいと思います。現状、私立の学童クラブについては入所対象の設定は各クラブに一任されており、中には入所案内に対象児童を「健全児」と明記しているクラブもあります(しおん学童クラブ 入所のご案内参照)。研修会等の実施を通じて受け入れ体制を整備することができる対象が公立に限られているのであれば、そのように明記した方が混乱がないと思います。</p> <p>※上記と同様のことはNo.6 の意見の私立の幼稚園、保育園についても該当するので、どのような施設を対象にどのような事業をするのかということをもう少し具体的に記載していただいた方が実態に対して正確な記載になるよ</p>	<p><u>意見の取扱い：【既記載】</u></p> <p>基本目標4 施策1 取組3 (1) 「学童保育における障がいのある子どもの受け入れ体制の充実」につきまして、研修会への参加は私立の学童クラブも対象としておりますので(案)のとおりとさせていただきます。</p>

		うに思います。	
9	全体	<p>今回提案された、障がいのあるなしにかかわらず支えあい、助け合う社会を目指すという、プラン案の趣旨に深く賛同します。その実現には、官民一体での努力が必要とします。2020年の国勢調査によると単独世帯が38%を占め、昨年度の高齢化率は29.1%で世界のトップということです。</p> <p>以下、高齢等で障がいはなくとも生活の一部に支援が必要な人、すでに認知症等障がいがあり、その権利を守るための支援が緊急に求められている人に分けて、意見を述べたいと思います。(No.10の意見も同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活は問題ないが、高齢、単独世帯等で時に支援が必要な人に対して <p>私は最近、以下のような経験をした。強風で、駐車場に設置していたステンレスの物置が倒れ、重くて動かせず、庭への通路がふさがれ、隣家への被害も懸念され、緊急に助けが必要な状況に陥った。すぐに印西市のホームページで調べると、粗大ごみの収集、“おいくら”、シルバーセンター、ゆうゆうサービス、ワンコインサービス等があることを知った。</p> <p>まず、通路だけは、別世帯の家族で対応してもらい、“おいくら”を利用してみることにした。別世帯の家族がいなかったら、通路・安全の確保という初期段階の対応は、不可能だったと思う。この部分は、おそらく、ワンコインサービス等で対応できたかもしれない。</p> <p>例えば、神奈川県。「おひとり様政策課」を設置し、孤立の防止、生活支援等にあたっているという。何か緊急事態が起こった時に、ここに電話すれば、何らかの緊急の助けについての助言が得られるような窓口や“課”があれば、高齢者等にとってたいへん心強いと思う。</p> <p>印西市では現在でも、それに相当する支援システムは十分あると思う。それらをまとめて各家庭に印刷物を配布する等の対応だけでも、緊急の場合一から調べて対応するという事は避けられ助かる。</p> <p>また、生活支援情報だけでなく、けがや病気等に関する緊急な助けが必要な場合、救急車を呼ぶべきかどうか判断に迷う人は少なくないと思う。そうした場合、救急車を呼ぶ前に、とりあえず、呼ぶべきかどうかを相談できる、千葉県救急安心電話相談、“#7119”または“03-6810-</p>	<p><u>意見の取扱い：【参考】</u></p> <p>相談窓口といたしましては、市の福祉総合相談窓口、高齢者のための総合相談機関である地域包括支援センター、障がいのある人の総合相談機関であるいんば障害者相談センター等がございます。</p> <p>高齢者に対する情報提供については、パンフレットやホームページ等で高齢者の認知症や生活支援等の情報を周知しておりますので参照していただきたいと思います。</p> <p>また、いただきましたご意見を参考に、今後更なる確かな情報提供に努めてまいります。</p>

		<p>1636”等意外と知られていない情報も付加しておく、役立つと思う。なお、現状、すべての住民が、ネットを使えるわけではない。特に高齢者や障がいのある人への情報提供は、必ず、電話での対応も可能にしておかなければならない。ちなみに、“おいくら”はネットからしかアプローチできなかった。</p>	
10	P48	<p>・認知症等障がいのある人の権利を守るために 高齢化に伴い認知症の人の増加が現実のものになっている。また、障がいを持つ子供の将来の権利が守られるのか日々案じる親も多い。印西市が、いち早く中核組織の機能を持つ成年後見支援センターを開設したのは、高く評価できる。中核組織を持つ市町村は千葉県の全市町村 54 のうちの 35%に過ぎず、近隣の市町村でも稀有な存在である。すでに、第一回目の市民後見人養成講座も開かれ、成功裏に終了した。職員の士気も高く、印西市の権利擁護の中核組織として、今後の発展が期待できる。</p> <p>他市町村の中核組織開設促進支援等の役割を担いつつ、他市の模範となるべくセンターの充実に努めてほしい。</p> <p>成年後見制度への批判がいろいろあることは承知している。利用者予備軍からは、乏しい・貴重な資産を搾り取られてしまうとか、騙される人が多くて信用できないとか、資産の管理だけに多額の手数料を払うことは不可能等批判が尽きない。実務関係者からも、使い勝手の悪さ、組織の硬直性、海外からの批判等が指摘されている。</p> <p>しかし、現在、意思決定に問題がある者の資産・権利を守るシステムは、ほかに存在しないし、代替案も見当たらない。このシステムを充実する方向で努力するしかない状況である。</p> <p>まだ、歩き始めたばかりのセンターである。手探りの部分が多いと思うが、日々の一つ一つの業務の中から問題点を探り、改善に向けた努力をしてほしい。現在、成年後見制度の改革に向けての議論が進んでいるようである。公益財団法人商事法務研究会では、学者、実務家、そして関係省庁、特に法務省からは 4～5 人の職員が参加し改革の方向性を議論しているので、いずれ法務省の審議会に発展すると思う。そうしたところに実務から生の意見を届けてほしい。</p> <p>印西市障がい者プラン案では、成年後見支援センター</p>	<p><u>意見の取扱い：【参考】</u></p> <p>成年後見制度については、「印西市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき取組みを推進しておりますが、いただいたご意見を参考に、成年後見支援センターの機能の充実や制度の周知啓発、利用促進に努めてまいります。</p>

	<p>が担う重要な役割にかんがみ、それがいち早く印西市で開設されたことをもっと強くアピールして、市民の理解、協力、広知、利用促進を促してほしいと思う。特に、法人後見制度等身上介護等とドッキングした従来と異なる、かなり利用しやすい制度が生まれつつあること、それへの行政の支援体制、そこは成年後見による権利の保護だけではなくそれ以前の詐欺等消費者被害から高齢者の資産を守る役割も担っていること等にもう少し丁寧に触れてもよいのではないかと思う。</p>	
--	---	--